

# 令和6年度 中部処理区浸水対策流量調査業務 特記仕様書

## 1. 適用範囲

本特記仕様書は、「令和6年度 中部処理区浸水対策流量調査業務」に適用する。

## 2. 業務目的

本業務は、中部処理区における浸水対策の一環として、合流下水道管の流下状況及び流下能力を把握するため、降雨調査・流量調査を行い、今後の方針を検討するための資料をとりまとめることを目的とする。

## 3. 業務内容

### (1) 計画準備・資料収集

雨天時流量に起因する浸水被害について検討する上で、必要となる資料及び情報を収集・整理し、施設の現状を把握する。

### (2) 流量計測工（設置）

調査対象区域のマンホール内に計測器を設置し、流量の実測調査を行う。調査期間は120日間とする。但し期間内に有効なデータが取れない場合は、監督員と協議を行う。

### (3) 流量計測工（巡回点検）

巡回点検は、15日以内に1回のサイクルで実施することを標準とする。ただし、大雨等により大幅な流量の増加が想定される際には適宜点検すること。

### (4) 流量計測工（撤去）

マンホール内に設置した流量計を撤去する。

### (5) 降雨観測工（設置）

流量計測工と同時に、雨量計を本調査区域内の降雨観測に障害を与えないような箇所に設置し、降雨量を測定することで、雨天時流量との相関関係を調査する。調査期間は120日間とする。但し期間内に有効なデータが取れない場合は、監督員と協議を行う。

### (6) 降雨観測工（巡回点検）

巡回点検は、15日以内に1回のサイクルで実施することを標準とする。ただし、大雨時には適宜点検すること。

(7) 降雨観測工（撤去）

設置した雨量計を撤去する。

(8) データ等の集計・解析

流量計測工、降雨観測工それぞれのデータの集計・整理を行う。その結果により、特性分析（晴天時平均流量、雨天時における調査箇所の流量の算定）を行う。測定路線における下水道の降雨を要因とする流量変化の特性について考察を行う。

また、その結果を踏まえ今後の方針・対策について検討・提案する。

(9) 報告書作成（流量計測工）

流量計測工における調査結果等について取りまとめ作成するものとする。

(10) 報告書作成（降雨観測工）

降雨観測工における調査結果等について取りまとめ作成するものとする。

(11) 報告書作成（データ解析）

データ等の集計・解析について取りまとめ作成するものとする。

## 5. 打合せ協議

打合せ協議は、初回・中間2回・最終の計4回を基本とするが、業務遂行状況等を踏まえて適宜監督員と協議するものとする。

## 6. 提出書類

提出図書については、次に示すとおりとする。

- |                  |              |    |
|------------------|--------------|----|
| (1) 報告書          | A4版          | 1部 |
| (2) 概要書          | A3版          | 1部 |
| (3) 上記図書の電子媒体成果品 | CD-R または DVD | 1式 |

## 7. 参考図書

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- (3) 下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-（公益社団法人日本下水道協会）
- (4) 下水道管路管理マニュアル-2023-（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (5) 下水道管路管理積算資料-2023-（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (6) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）  
（一般社団法人管路診断コンサルタント協会）

## 共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条に規定する「管理技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。  
条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。  
条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務<sup>注1</sup>においては、特例措置<sup>注2</sup>を適用する。

注1：設計業務において、業務価格計が3,000千円未満の業務委託とする。ただし、業務価格計が3,000千円未満であっても、発注者が指定する設計業務では、特例措置を適用しない。

注2：「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）」第1102条及び第1103条に規定する管理技術者の資格について、条文中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。